

## 佐賀県告示第 16 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 月 29 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 4 年 1 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - { 1 - [ 1 - ( 4 - ブロモフェニル ) エチル ] ピペリジン - 4 - イル } - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 2 - オン（通称名：Brorphine）及びその塩類
- (2) 化学名 5 - ( シクロヘキシルメチル ) - 2 - ( 2 - フェニルプロパン - 2 - イル ) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [ 4, 3 - b ] インドール - 1 - オン（通称名：CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151）及びその塩類
- (3) 化学名 メチル = 2 - [ 7 - アザ - 1 - ( 5 - フルオロペンチル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] - 3, 3 - ジメチルブタノアート（通称名：5F-MDMB-P7AICA）及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。